

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成25年3月22日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）テックランド滋賀豊郷店 犬上郡豊郷町大字高野瀬字八ノ坪 701-1 ほか
- 2 提出された意見の概要 彦根市からの意見
雨水排水を流末河川の公共施設（水路）に流出する場合は、水理計算書（区域内、区域外の水理計算過程および結果、区域内、区域外排水流域図）を添付し、排水計画について協議してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑 375 番地
彦根市産業部商工課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 平成25年3月22日から平成25年4月22日まで